

岩倉市子ども条例

平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日

条例第 2 8 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 子どもの権利（第 3 条～第 7 条）

第 3 章 子どもの権利を保障するための責務（第 8 条～第 1 2 条）

第 4 章 子どもに関する施策（第 1 3 条～第 2 1 条）

第 5 章 子どもの務め（第 2 2 条～第 2 4 条）

第 6 章 雑則（第 2 5 条）

附則

すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝です。子どもは、一人の人間として尊重され、どのような差別や暴力も受けることなく、健康に育ち生きていくために、ふるさとのシンボルとして愛され続けている五条川と、その桜のように、すべての大人から愛され、大切にされなくてははいけません。

子どもは、自分の思ったことを自由に表し、様々なことに参加し、挑戦することができます。そのために大人は、子ども一人ひとりに権利があることを理解し、子どもが様々なことを学び、活動することができる機会を確保し、子どもと直接向き合い、やさしいまちの実現に向けて進んでいく必要があります。

また、子どもは、自分自身を大切にし、他の子も大切にするとともに、社会の一員として責任を持って行動することが必要です。

これらのことは、私たち岩倉市民が果たすべき役割であると考え、子どもが元気に育つことに喜びを見だし、子どもたちが小さなまちから大きな夢を抱けるよう、子どもの権利を尊重し、岩倉市が子どもにやさしいまちになることを宣言し、ここに岩倉市子ども条例を定めます。

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童の権利に関する条約を基本に、子どもの権利を

保障し、保護者、市、市民、学校、事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、子どもに対しやさしいまちの実現をめざします。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。

2 この条例において「保護者」とは、親又は里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。

第2章 子どもの権利

（子どもの権利の保障）

第3条 子どもは、いかなるときも、この章で定められた権利が保障されます。

（自分らしく生きる権利）

第4条 子どもは、自分らしく生きていくために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の価値が認められ、尊重されること。
- (2) 自分の考えや気持ちを自由に持ち、また、表明することができること。
- (3) 発達に応じて、自分のことを自分で決めること。

（育つ権利）

第5条 子どもは、子どもらしく育つために、次のことが保障されます。

- (1) 遊び、学び、休息すること。
- (2) 自然、歴史、文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (3) 家庭で食事や会話等の楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 夢を抱き、それに向かって挑戦すること。

（守られる権利）

第6条 子どもは、安全で安心して生きていくために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られること。
- (2) あらゆる暴力や犯罪から心身ともに守られること。
- (3) 健康に生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 愛情と理解を持って育まれること。
- (6) 平和な環境で生活できること。

(7) プライバシーや名誉が守られること。

(参加する権利)

第 7 条 子どもは、自分に関係することについて主体的に参加するために、次のことが保障されます。

(1) 自分の意見や考えを表明する機会が与えられること。

(2) 表明された意見や考えが尊重されること。

(3) 発達に応じて、活動の機会が用意され、意思決定に参加すること。

(4) 必要な情報の提供や支援を受けられること。

第 3 章 子どもの権利を保障するための責務

(保護者の責務と役割)

第 8 条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、子どもにとって最善のことが何であることを第一に考え、子どもがすこやかに育つよう、愛情を持って全力で援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

(市の責務と役割)

第 9 条 市は、子どもの権利を保障するために、保護者、市民、学校、事業者等と連絡を取り、協力して、子どもに関する施策を実施するよう努めなければなりません。

(市民の責務と役割)

第 10 条 市民は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、地域の中で子どもがすこやかに安全に育ち、子育てがしやすい地域社会をつくっていくよう努めなければなりません。

(学校の責務と役割)

第 11 条 学校は、子どもが一人ひとり多様な能力を身につけ、将来への可能性を開いていくために、子どもにとって最善のことが何であることを第一に考え、子どもの発達に応じた援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

(事業者の責務と役割)

第 12 条 事業者は、活動の中で子どもがすこやかに育つことができるための支援をするとともに、子育てをしやすい環境をつくっていくよう努めなければなりません。

第 4 章 子どもに関する施策

(虐待、体罰、いじめ等からの救済)

第13条 市は、保護者、市民、学校、事業者等と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければなりません。

（権利救済委員）

第14条 市は、子どもの権利の侵害について、その救済を図るために、岩倉市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を設置します。

2 救済委員は、3人以内とし、市長が選任します。

3 救済委員の任期は、2年とします。

（子どものための場所の確保）

第15条 市は、保護者、市民と連携し、子どもが元気にすごすことができ、また、地域社会や自然との関わりを持つことができる十分な遊び場や豊かな体験の場をつくるよう努めます。

（施設の活用）

第16条 市は、子どもが安心してすごすことができる居場所をつくるために、公共施設の活用等に努めます。

（子育ての支援）

第17条 市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援します。

（子どもの参画の推進）

第18条 市は、子どもが参画する会議をつくるなどして、子どもの意見を聞き、子どもが自主的に地域社会に参画することができる仕組みをつくるよう努めます。

（行動計画の策定と検証）

第19条 市は、子どもの施策に関する行動計画を作成し、毎年、施策の実施状況等について公表するとともに、市民から意見を募り、その見直しをしていくよう努めます。

（子どもの権利を考える週間）

第20条 市は、この条例を子どもたちに広く知ってもらうため、11月20日を岩倉市子どもの権利の日と定め、その日を含む1週間を岩倉市子どもの権利を考える週間とし、この週間に各小中学校において子どもの権利に関する授業を行うよう努めます。

（市民への啓発）

第 2 1 条 市は、この条例の意味や内容が、子どもを始めとして市民に理解されるよう、分かりやすい方法による広報及び啓発を行います。

第 5 章 子どもの務め

(他の人の権利の尊重)

第 2 2 条 子どもは、発達に応じて、社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の人の権利を尊重するよう努めなければなりません。

(見て見ぬふりをしないこと)

第 2 3 条 子どもは、いじめ、暴力等により他の人の権利が侵害されそうなときに、見て見ぬふりをしないよう努めなければなりません。

(平和への自覚)

第 2 4 条 子どもは、生きる権利を侵す戦争を否定し、未来に向けた平和な社会を築く一員としての自覚を持つよう努めなければなりません。

第 6 章 雑則

(委任)

第 2 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章の規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。